



# 山形県公報

平成22年4月1日(木)

号 外 (16)

## 目 次

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程…………… 1
- 山形県病院事業局事務委任規程の一部を改正する規程…………… 5
- 病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程…………… 6
- 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程…………… 7
- 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程…………… 同
- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程…………… 12
- 山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程…………… 同

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第6号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

#### 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、局長及び参事」を「及び局長」に改め、同条第4項を削る。

第7条第2項の表中

臨床工学技士	上司の命を受けて臨床工学業務に従事する。	を
--------	----------------------	---

主任臨床工学技士	上司の命を受けて臨床工学業務を処理する。
臨床工学技士	上司の命を受けて臨床工学業務に従事する。

に改め、同条第3項の表を次のように改

める。

職	職 務
主任技能員	上司の命を受けて担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。
副主任技能員	主任技能員を補佐し、及び担当業務に従事する。
行政技能員	上司の命を受けて担当業務に従事する。
技術技能員	
施設技能員	
調理技能員	

第8条の表山形県立中央病院の項中「循環器科」を「循環器内科」に、「麻酔科」を「麻酔科、救急科」に改め、同表山形県立新庄病院の項中「循環器科」を「循環器内科」に改め、同表山形県立鶴岡病院の項中「、神経科」を削る。

第10条山形県立中央病院の項中

医療情報部		
周産期母子部	N I C U ・ G C U 室	

を

「

医療情報部		
-------	--	--

」に改め、同表山形県立河北病院の項中

「

	診療各科	
--	------	--

」を

「

	診療各科	
	化学療法室	

」に、

「

	人工透析科	
--	-------	--

」を

「

	救急科	
	人工透析科	

」に、

「

	病歴管理室	病歴管理係
	化学療法室	

」を

「

	病歴管理室	病歴管理係
--	-------	-------

」に改め、同条に次の2項を加える。

2 山形県立中央病院に総合周産期母子医療センターを置き、総合周産期母子医療センターに次の表の左欄に掲げる部を置き、当該部に同表の右欄に掲げる室を置く。

部名	室名
周産期母子部	M F I C U 室
	N I C U ・ G C U 室

3 山形県立中央病院の次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課名	課内室名
医事相談課	診療情報分析室

第17条第4項中「及び第3項」を「、第3項及び前項」に改め、同項の表を次のように改める。

職	職 務
技能長	上司の命を受けて担当業務及び当該業務 従事職員の指導業務に従事する。
主任技能員	
副主任技能員	主任技能員を補佐し、及び担当業務に従事する。
行政技能員	上司の命を受けて担当業務に従事する。
技術技能員	
施設技能員	
調理技能員	

第17条中第4項を第5項とし、同条第3項中「第1項」を「第1項及び前項」に改め、同項の表中

技師	上司の命を受けて技術に従事する。	を
----	------------------	---

技師	上司の命を受けて技術に従事する。	に改め、同項を同条第4項とし、同条
副主任	上司の命を受けて担当事務に従事する。	

第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項に定める職のほか、総合周産期母子医療センターに次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は同表の右欄に定めるとおりする。

職	職 務
総合周産期母子医療センター長	上司の命を受けて総合周産期母子医療センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

附 則

(施行期日)

- この規程は、公布の日から施行する。  
(病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部改正)
- 病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表中央病院の項中	電気技術員	救命救急センター電気技術員	を
	クリーニング師	がん・生活習慣病センタークリーニング師	
	自動車運転技士	がん・生活習慣病センター自動車運転技士	
	ボイラー技士	がん・生活習慣病センターボイラー技士	
	副主任調理師	がん・生活習慣病センター副主任調理師	
	調理師	がん・生活習慣病センター調理師及び救命救急センター調理師	
	業務員	がん・生活習慣病センター業務員	

副主任技能員	がん・生活習慣病センター副主任技能員	に改め、同表がん・生活習慣
行政技能員	がん・生活習慣病センター行政技能員	
技術技能員	がん・生活習慣病センター技術技能員	
施設技能員	がん・生活習慣病センター施設技能員及び救命救急センター施設技能員	
調理技能員	がん・生活習慣病センター調理技能員及び救命救急センター調理技能員	

病センターの項中

主任電気技術員	中央病院主任電気技術員
電気技術員	中央病院電気技術員及び救命救急センター電気技術員
自動車運転技士	中央病院自動車運転技士
技術手	中央病院技術手
主任ボイラー技士	中央病院主任ボイラー技士
ボイラー技士	中央病院ボイラー技士
電話交換手	中央病院電話交換手
調理師長	中央病院調理師長
主任調理師	中央病院主任調理師
副主任調理師	中央病院副主任調理師
調理師	中央病院調理師及び救命救急センター調理師
主任巡視	中央病院主任巡視
巡視	中央病院巡視
業務員	中央病院業務員

を

技能長	中央病院技能長
主任技能員	中央病院主任技能員
副主任技能員	中央病院副主任技能員
行政技能員	中央病院行政技能員
技術技能員	中央病院技術技能員
施設技能員	中央病院施設技能員及び救命救急センター施設技能員
調理技能員	中央病院調理技能員及び救命救急センター調理技能員

に改め、同表救命救急セン

ターの項中

主任電気技術員	中央病院主任電気技術員
電気技術員	中央病院電気技術員
自動車運転技士	中央病院自動車運転技士及びがん・生活習慣病センター自動車運転技士
技術手	中央病院技術手
主任ボイラー技士	中央病院主任ボイラー技士
ボイラー技士	中央病院ボイラー技士及びがん・生活習慣病センターボイラー技士
電話交換手	中央病院電話交換手
クリーニング師	がん・生活習慣病センタークリーニング師
調理師長	中央病院調理師長
主任調理師	中央病院主任調理師
副主任調理師	中央病院副主任調理師及びがん・生活習慣病センター副主任調理師
調理師	中央病院調理師及びがん・生活習慣病センター調理師
主任巡視	中央病院主任巡視
巡視	中央病院巡視
業務員	中央病院業務員及びがん・生活習慣病センター業務員

を

技能長	中央病院技能長
主任技能員	中央病院主任技能員
副主任技能員	中央病院副主任技能員及びがん・生活習慣病センター副主任技能員
行政技能員	中央病院行政技能員及びがん・生活習慣病センター行政技能員
技術技能員	中央病院技術技能員及びがん・生活習慣病センター技術技能員
施設技能員	中央病院施設技能員及びがん・生活習慣病センター技術技能員
調理技能員	中央病院調理技能員及びがん・生活習慣病センター調理技能員

に改める。

(山形県病院事業局財務規程の一部改正)

3 山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1費用勘定の項の表中「自動車運転手、ボイラー技士、電話交換手、タイピスト、技術手、調理師、巡視等」を「行政技能員、技術技能員、施設技能員、調理技能員」に改める。

(山形県病院事業局被服貸与規程の一部改正)

4 山形県病院事業局被服貸与規程（平成15年3月県病院事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表病院の項の表中「業務員」を「技術技能員」に、

営繕業務に従事する技術手
--------------

を

専ら営繕業務に従事する技術技能員
------------------

に、「クリーニング師及びクリーニング作業」を「専らクリーニング業務」に、

巡視
----

を 

専ら巡視業務に従事する施設技能員
------------------

に、

電気技術関係の業務に従事する技術手
ボイラー技士
電話交換手
自動車運転技士

を 

専ら電気技術関係の業務に従事する施設技能員
専らボイラー業務に従事する施設技能員
専ら電話交換業務に従事する行政技能員
専ら自動車運転業務に従事する技術技能員及び行政技能員

に改める。

**山形県病院事業管理規程第7号**

山形県病院事業局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

**山形県病院事業局事務委任規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局事務委任規程（平成15年3月県病院事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「及び児童手当」を「、寒冷地手当及び子ども手当」に、「認定及び確認」を「確認及び認定」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第8号

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表中央病院の項中	看護師	がん・生活習慣病センター看護師及び救命救急センター看護師	を
	准看護師	がん・生活習慣病センター准看護師	

看護師	がん・生活習慣病センター看護師及び救命救急センター看護師	に改め、同表がん・生活習
-----	------------------------------	--------------

慣病センターの項中	事務部医事相談課長	中央病院事務部医事相談課長	を
	事務部医事相談課情報企画係長	中央病院事務部医事相談課情報企画係長	

事務部経営戦略課情報企画係長	中央病院事務部経営戦略課情報企画係長	に改め、
事務部医事相談課長	中央病院事務部医事相談課長	

看護師	中央病院看護師及び救命救急センター看護師	を
准看護師	中央病院准看護師	

看護師	中央病院看護師及び救命救急センター看護師	に改め、同表救命救急セン
-----	----------------------	--------------

ターの項中	事務部医事相談課長	中央病院事務部医事相談課長	を
	事務部医事相談課情報企画係長	中央病院事務部医事相談課情報企画係長	

事務部経営戦略課情報企画係長	中央病院事務部経営戦略課情報企画係長	に改め、
事務部医事相談課長	中央病院事務部医事相談課長	

看護師	中央病院看護師及びがん・生活習慣病センター看護師	を
准看護師	中央病院准看護師及びがん・生活習慣病センター准看護師	

看護師	がん・生活習慣病センター看護師及び救命救急センター看護師	に改める。
-----	------------------------------	-------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

**山形県病院事業管理規程第9号**

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

**山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。  
第53条第2項、第54条第1項及び第3項中「児童手当」を「子ども手当」に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**山形県病院事業管理規程第10号**

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

**山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「ロ、ホ及びへ」を「ニ及びホ」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、同号ホ中「任用規則別記様式第4号その1による。」を「別記様式第4号」に改め、同号中ホをニとし、へをホとし、トをへとし、チをトとし、同項第2号中「チ」を「ト」とし、同条第3項中「別記様式第4号」を「別記様式第4号の2」に改める。

第9条第4項第3号を削る。

第25条第1項中「退職手当支給内申書」を「退職手当の支給に関する報告書」に、「内申しなければ」を「病院事業局長に報告しなければ」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

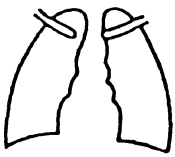
第36条第1項第4号中「氏名又は住所」を「氏名、本籍」に改める。

第38条第1項中「所属職員」を「所属職員が総務事務システム（職員の服務、給与、福利厚生等の手続を行う電子情報処理組織をいう。）により次に掲げる書類を提出することにより行うこととされている手続を行った場合又は所属職員」に改め、同項第4号を削り、同項第4号の2中「就業規程別記様式第7号の2」を「就業規程別記様式第7号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第4号の3及び第5号の6を削り、同項第13号中「年次有給休暇承認請求書」を「年次有給休暇請求書」に改め、同項中第21号及び第22号を削り、第23号を第21号とする。

別表第1中第5号を削り、第6号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、第17号を削り、第18号を第16号とする。

別記様式第4号を別記様式第4号の2とし、別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号

身 体 検 査 書										
氏名		性別		住所			年齢			
業 務 歴				血 圧 (mm Hg)		最高		最低		
既 往 歴		(既往ツ反応)			貧 血 検 査		血 色 素 量		g/dl	
							赤 血 球 数		万/mm <sup>3</sup>	
自 覚 症					肝 機 能 査		G O T		IU/l	
							G P T		IU/l	
理 学 的 所 見							γ - G T P		IU/l	
身 長		cm		血 中 脂 質 査		LDLコレステロール		mg/dl		
体 重		kg				HDLコレステロール		mg/dl		
腹 囲		cm		血 糖 検 査		トリグリセライド		mg/dl		
B M I					尿 検 査		糖		- ± + ++ ###	
視 力		右 ( )		左 ( )		心 電 図 査		蛋 白		- ± + ++ ###
聴 力		右1000Hz	1 所見あり	2 所見なし	そ の 他 の 査					
		4000Hz	1 所見あり	2 所見なし						
		左1000Hz	1 所見あり	2 所見なし						
		4000Hz	1 所見あり	2 所見なし						
エックス線 写真所見		 直 接 異 常 な し 間 接 異 常 あ り		診 断						
				指 導 上 の 分 類		健 康 者	要 注 意 者	要 休 養 者	要 療 養 者	
				備 考						
年 月 日 検 査										
医 療 機 関 名										
								医 師 氏 名		Ⓔ

注1 用紙の大きさは、A4とする。

2 その他の検査欄には、既往症、理学的所見等の上記検査との関連又は外見上から必要と思われる検査をしたときに、その検査項目及び結果を具体的に記入すること。

3 備考欄には、血糖検査を空腹時以外に行った場合の食事から検査までの経過時間等留意事項を記入すること。



別記様式第29号から別記様式第32号までを次のように改める。  
様式第29号

第 号  
年 月 日

病院事業局長 殿

所属長 職 氏 名 印

退職手当の支給に関する報告書

元 職 名	退職（死亡）者及び ふりがな 遺 族 氏 名	退 職 （ 死 亡 ） 年 月 日	退 職 事 由	ふ り が な 送 金 先

様式第30号 削除  
 様式第31号

退職手当決定通知書

年 月 日退職による退職手当として金 円を支給する。  
 年 月 日  
 山形県病院事業管理者 氏 名 印

記

根 拠 条 項	山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程第3条第4項の規定によりその例によるものとされる山形県職員等に対する退職手当支給条例第 条	
勤 続 期 間	年 月	
退 職 手 当 額	金	円
控 除 額	所 得 税	金 円
	道 府 県（都）民 税	金 円
	市 町 村（特別区）民 税	金 円
	住民税残額（一括徴収分）	金 円
	貸 付 金 等 返 済 額	金 円
	計	金 円
現 金 支 給 額	金	円

様式第32号

第 号  
年 月 日

(所 属 長) 殿

県立病院課長 団

退 職 手 当 通 知 書

さきに報告のあった退職者について、別紙退職手当決定一覧表のとおり退職手当支給額が決定されたので通知します。

なお、別添のとおり退職手当決定通知書を送付しますので本人に交付してください。

(別紙)

退 職 手 当 決 定 一 覧 表

所属名	氏名	退 職 年月日	退職 事由	退 職 手当額	源泉（特別）徴収税額				住民税残額 (一括徴収分)	差引現金 支 給 額
					所得税	道府県 (都)民税	市町村 (特別区)民税	計		

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。ただし、第36条第1項第4号の改正規定は平成22年7月1日から施行する。
- 改正後の第25条及び別記様式第29号から別記様式第32号までの規定は、平成22年4月1日以後に退職した者について適用し、同日前に退職した者については、なお従前の例による。

**山形県病院事業管理規程第11号**

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

**山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表本局の項中「参事」を削る。

別表第1イ行政職給料表級別標準職務表8級の項中「又は参事」を削る。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**山形県病院事業管理規程第12号**

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県病院事業管理者 安 孫 子 昂 也

**山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程**

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「課長」を「課長（以下「局長等」という。）」に改める。

第6条第1項中「課長補佐が、課長及び課長補佐ともに事故があるときは、専門員が担当する事務については専門員」を「課長補佐（2名以上の課長補佐を置く場合は、その事務を主に担当する課長補佐。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「、主幹」を「及び主幹に」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定によって代決を得ることができないときは、専門員が担当する事務については専門員がその事務を代決する。

別表第1人事・サービスの項第1項及び第2項中「課長」を「局長等」に改め、同表人事・サービスの項中第20項を第23項とし、第14項から第19項までを3項ずつ繰り下げ、同表人事・サービスの項第13項中「課長」を「局長等」に改め、同項を同表人事・サービスの項第16項とし、同項の前に次の2項を加える。

14 労働組合の業務に専ら従事することの許可に関すること。	○		
15 職員（局長及び病院の長を除く。）の営利企業等従事の許可及び団体役職員就任の承認に関すること。	○		

別表第1人事・サービスの項第12項中「承認」を「承認（営利企業等従事の許可、労働組合の業務に専ら従事することの許可及び団体役職員就任の承認を除く。）」に、「課長」を「局長等」に改め、同項を同表人事・サービスの項第13項とし、同表人事・サービスの項中第11項を第12項とし、同表人事・サービスの項第10項中「課長」を「局長等」に改め、同項を同表人事・サービスの項第11項とし、同表人事・サービスの項第9項中「課長」を「局長等」に改め、同項を同表人事・サービスの項第10項とし、同表人事・サービスの項第8項中「課長」を「局長等」に改め、同項を同表人事・サービスの項第9項とし、同表人事・サービスの項第7項中「課長」を「局長等」に改め、同項を同表人事・サービスの項第8項とし、同表人事・サービスの項第6項中「課長」を「局長等」に改め、同項を同表人事・サービスの項第7項とし、同表人事・サービスの項第5項中「行なう」を「行う」に、「制限の承認」を「制限」に、「課長」を「局長等」に改め、同項を同表人事・サービスの項第6項とし、同表人事・サービスの項第4項中「行なう」を「行う」に、「制限の承認」を「制限」に改め、同項を同表人事・サービスの項第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 時間外勤務代休時間の指定に関すること。		所属職員に係るもの	
-----------------------	--	-----------	--

別表第1 財務の項第9 項中「児童手当並びに児童手当法附則第6 条第1 項、第7 条第1 項及び第8 条第1 項に規定する給付」を「及び子ども手当」に、  
 「○」を「本局職員に係るもの」に改める。

別表第1 その他の項第9 項中「源泉徴収等」を「所得税の源泉徴収並びに県民税及び市町村民税の特別徴収（病院の長が支出命令を行った報酬及び賃金に係るものを除く。）」に改める。

別表第2 病院の長専決事項の欄第4 項及び第5 項を次のように改める。

4 時間外勤務代休時間の指定に関すること。

5 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関すること。

別表第2 病院の長専決事項の欄第13 項中「制定」を「決定」に、同欄第24 項中「各号」を「前各項」に改め、同表事務局長専決事項の欄、看護部長専決事項の欄及び薬局長専決事項（鶴岡病院を除く。）の欄中「第1 項から第3 項まで」を「第1 項から第4 項まで」に改める。

別表第3 県立病院の項中

	診療に関する事務	副院長（医師でない者を除く。）	主務部長		を
	診療に関する事務 （総合周産期母子医療センターに関するものを除く。）	副院長（医師でない者を除く。）	主務部長		に改める。
	診療に関する事務 （総合周産期母子医療センターに関するもの。）	副院長（医師でない者を除く。）	総合周産期母子医療センター長	主務部長	

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

平成22年4月1日印刷  
平成22年4月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056